

公社営林の立木販売入札心得書

- 1 入札参加者は、立木販売調書及び本心得書を熟読のうえ入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、公社の担当職員の指示に従ってください。
- 3 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- 4 入札参加者は、入札保証金を平成30年12月3日(月曜日)までに公社に納めてください。入札保証金は、入札金額(消費税込金額)の100分の5以上の金額を公社指定口座に振込み、「入札保証金提出書」を「一般競争入札参加申込書」と共に平成30年12月4日(火曜日)までに提出(必着)してください(FAX不可)。
なお、この入札保証金には、利子を付さないものとします。
- 5 入札保証金は、開札完了後落札者を除き、2週間以内に指定していただいた銀行等口座に振込み還付します。なお、落札者の入札保証金は売買契約を締結したときに還付しますが、申し出により、契約保証金の全部又は一部に充当することができます。
- 6 入札は、所定の入札書を用いて、入札日に持参してください。
- 7 入札書には、入札者の住所、氏名(法人にあっては名称及び代表者名)を記入のうえ、必ず押印し、入札金額の頭には、¥を付けて、算用数字を用いて記入してください。代理人が入札する場合は、代理人欄に住所・氏名を記入して、代理人の印鑑のみを押印してください。
- 8 提出済みの入札書は、その理由いかんにかかわらず書換え、引き換え又は撤回することができません。
- 9 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 代理人が入札した場合で本人の委任状を提出していないとき。
 - (2) 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2通以上の入札をしたとき。
 - (4) 納入すべき入札保証金を納付していないとき又はこれが不足しているとき。
 - (5) 入札書の氏名(法人にあっては代表者の氏名)その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。
 - (6) 入札書の金額を訂正しているとき。
 - (7) 本心得書事項に違反したとき。
 - (8) 入札担当者の指示に従わないとき。
 - (9) 電報、郵送による入札。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。
- 10 開札は、入札の終了後、公社において行います。入札者が立ち会わないときは、公社の指定した職員を立ち会わせて開札します。

- 11 開札の結果、公社の予定価格以上の最高のものをもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2名以上ある場合は、くじ引きによって落札者を定めます。
- 12 落札者が、落札決定の日から換算して10日以内に売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は公社に帰属することとなります。
- 13 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上(円未満切上げ)の金額を納めなければなりません。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を免除するものとします。
なお、この契約保証金には、利子を付さないものとします。
- 14 契約保証金は、落札者が契約の全部を履行した場合は、遅滞なく契約保証金を還付するものとします。ただし、現金で納付した契約保証金は、落札者の契約保証金を充当する旨の申し出のあった場合で、落札者が契約書に記載された納入期限までに売買代金(契約保証金を除いた額)を完納したときに売買代金の一部に充当できるものとします。
- 15 売買契約締結後、落札者に対し、売買代金(契約保証金を充当する旨の申し出があった場合は契約保証金額を除いた額)について、納入通知書を交付するものとします。
- 16 契約保証金は、落札者が納入期限までに売買代金を完納しないとき、又は契約の条項に定める義務を履行しないときは、公社に帰属することとなります。